

労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアル (京都市住宅供給公社契約用)

1 はじめに

京都市では、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保等を図り、地域経済の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与するため、平成27年11月に「京都市公契約基本条例」を公布しました。これに伴い、平成28年6月1日以降に入札公告等を行う工事契約、清掃・警備等の委託契約等について、労働関係法令の遵守状況を確認するための報告書である「労働関係法令遵守状況報告書」（以下「遵守状況報告書」）の提出を求めています。

京都市住宅供給公社（以下「公社」）においても、京都市の制度の趣旨を踏まえ、遵守状況報告書の提出等を求めますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

なお、公社の契約における遵守状況報告書の制度の詳細については、2以降で説明しますが、京都市の制度と一部運用が異なるなど、特に御留意いただきたいのは以下の点です。

◎留意点（京都市との制度の違いなど）

- 1 公社契約で遵守状況報告書の提出等の対象となるのは「受注者」のみ（京都市の公契約は、下請・再委託事業者も対象）。
- 2 公社契約の遵守状況報告書提出期限は「契約締結後1ヶ月以内」（京都市の公契約は、下請・再委託事業者の報告書と併せて契約締結後2ヶ月以内に提出）。
- 3 書類提出先や問合せ先は、京都市の公契約と同様、京都市行財政局財政部契約課（公社ではありません）

2 対象契約の範囲

遵守状況報告書の提出対象となる契約（以下「対象契約」）は、次のとおりです。

(1) 工事請負契約

予定価格5千万円超の工事の請負契約及び工事に類する業務委託契約*

※ 「工事に類する業務委託」とは、樹木維持管理、道路清掃等に関する業務をいいます。

(2) 役務に係る委託契約

予定価格1千万円超の役務（建物（建物に付随する設備を含む。）の保守若しくは管理、建物、公園その他の施設の清掃、樹木の剪定若しくは除草又は常駐の警備に限る。）に係る委託契約

なお、遵守状況報告書の提出対象となる案件については、個別の案件ごとに、予め入札公告や募集要項等にてお知らせします。

3 遵守状況報告書の対象となる労働者の範囲

遵守状況報告書の対象となる労働者は、「正社員、パート、アルバイト、日雇労働者等、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる労働者（労働基準法第9条に

規定する労働者)」です。また、受注者に雇用される者だけでなく、下請負契約を締結した事業者
に雇用される者や、再委託契約を締結した事業者に雇用される者を含みます。ただし、
遵守状況報告書中「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の(13) (労働関係法令の遵守状況の文書又
は揭示での周知) については、「対象契約に主として従事している労働者」のみを対象としており、
対象契約に従事していない労働者や一般事務員は周知対象に含まれません。

4 遵守状況報告書の提出手続

受注者は、対象公契約締結後1ヶ月以内に、京都市行財政局財政部契約課（以下「京都市契約課」。
その他の書類の提出先も同じ。）に遵守状況報告書を提出^{*}してください。

※ 受注者が共同企業体の場合は、代表企業が他の構成員の遵守状況報告書を取りまとめてください。

5 遵守状況報告書記載事項変更届の提出手続

遵守状況報告書に定める記載事項のうち、対象契約の契約期間中に、遵守状況報告書の「1 労働
関係法令の遵守状況に係るチェック項目」(1)~(11)又は「3 労働環境改善予定」の「「いいえ」
とした理由」に変更があった場合、その旨を遵守状況報告書記載事項変更届により、遅滞なく届け
出る必要があります。

6 措置結果報告書の提出手続等

(1) 遵守状況報告書に定める記載事項のうち、法令上の義務があるにもかかわらず、「1 労働関
係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」の欄に「○」を記入している場合、労働関
係法令に違反している状態^{*1}となりますので、対象契約締結後6ヶ月以内に違反状態を解消する
ための必要な措置を講じ、その内容を記載した措置結果報告書を京都市契約課に提出する必要が
あります。

※ 必要があると認めるときは、関係機関に通報することがあります。

(2) 措置結果報告書に記載されている措置内容では、違反状態が解消されていると認められない場
合は、再度、措置結果報告書の提出を求めることがあります。

(3) 契約締結後6ヶ月以内に措置結果報告書の提出を行うことが困難な場合は、困難な理由及び必
要な措置を講じることが可能な期間を遵守状況報告書に記載してください。理由及びその期間が
適当と認める場合は、その旨通知します。

理由又は期間が不相当であると認める場合は、その旨通知します。その際は、原則どおり、契
約締結後6ヶ月以内に、措置結果報告書を提出する必要があります。

なお、6ヶ月以内に措置結果報告書を提出することが困難な場合は、遵守状況報告書にその旨
を記載する前に、事前に京都市契約課に御相談ください。

(4) 上記5の変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況となった場合は、変更が発生した
日から6ヶ月以内に措置結果報告書を提出してください。

7 労働者への対象契約であることの明示

受注者は、当該対象契約に従事する労働者^{*}に対して、その従事する業務が対象契約であること
及び遵守状況報告書に記載した労働関係法令の遵守状況を当該労働者にとって見やすい場所に掲

示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で知らせる必要があります。

また、措置結果報告書を京都市契約課に提出する必要がある場合も、措置した内容及び当該措置を講じた年月について、当該労働者に知らせる必要があります。

※ (2)の周知対象となる労働者については、上記「3 遵守状況報告書の対象となる労働者の範囲」を御確認ください。

8 遵守状況報告書及び措置結果報告書に係る挙証資料の提出、説明の要求

遵守状況報告書及び措置結果報告書の提出に際して、原則として挙証資料の提出は求めませんが、労働者から報告書の内容が虚偽である旨の通報があった場合等、特に必要があると認めるときは、挙証資料の提出等を求めることがあります。また、通報の内容によっては、事業所等に直接訪問し、実地にて説明を求めることがあります。

9 氏名等の公表など

受注者が以下に掲げる公表の要件に該当した場合は、原則として氏名等を一定期間公表します。ただし、公表に先立ち、弁明又は有利な証拠の提出の機会を付与することとし、弁明等の結果、公表することが適当でないと認めた場合は公表しません。

(1) 公表の要件

- ア 遵守状況報告書を提出しなかった、又は虚偽の遵守状況報告書を提出したとき。
- イ 遵守状況報告書の労働関係法令に関する事項に変更があったにもかかわらず、届出を行わなかった、又は虚偽の届出をしたとき。
- ウ 説明又は挙証資料の提出を求めたにもかかわらず、その要求を拒んだ、又は虚偽の説明等を行ったとき。
- エ 措置結果報告書を提出しなかった、又は虚偽の措置結果報告書を提出したとき。

(2) 公表の内容

- ア 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)[※]
 - ※ 事業者が共同企業体の場合、構成員となっている事業者のうち(1)の要件に該当した事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)を公表します。
- イ 公表の対象となる事実の具体的内容
- ウ 対象となる契約の名称及びその契約期間
- エ 公表に至った経過

(3) 公表の期間

適正な措置がなされたことを確認するまで公表します。ただし、公表の理由が「虚偽の報告若しくは説明等があった」又は「説明等の要求を拒否した」の場合、公表期間中に、適切な報告又は説明等がなされた場合であっても、公表した日から3ヶ月間は公表します。

(4) 公表の方法

京都市ホームページ「京都市入札情報館」で公表します。

(5) 競争入札参加停止

公表中の受注者及び氏名等を公表中の事業者(京都市の公契約に係る公表事業者を含む。以下、同じ。)と公社契約に係る業務において下請等契約を締結した受注者(後者はやむを得ない事情が

ある場合を除く)は、京都市及び公社の競争入札への参加を停止します。

(6) その他

公表中の受注者の下で働く労働者の適正な労働環境を確保するため、特に必要があると認めるときは、関係機関に対し、公表中の事業者へ必要な措置を講じるよう求めます。

10 様式

以下の様式は、京都市ホームページ「京都市入札情報館」からダウンロードすることができます。

- 様式1 労働関係法令遵守状況報告書
- 様式2 労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届
- 様式3 措置結果報告書
- その他 労働者への明示用文書の参考例

11 労働者等からの相談・通報窓口の設置

「提出している遵守状況報告書に記載されている内容が実態と異なる。」など、対象契約に係る労働関係法令の遵守状況に関する労働者等からの相談・通報を受け付ける窓口を京都市契約課に設置します。

(相談・通報窓口)

京都市行財政局財政部契約課 (TEL : 075-222-4411)

12 提出・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通り御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課

TEL : 075-222-3311 FAX : 075-222-3317